

血液対策事業非常勤嘱託員取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領（4川総雇第74号）

第26条第1項の規定に基づき、健康福祉局保健所医事・薬事課（以下「医事・薬事課」という。）における血液対策業務に従事する非常勤嘱託員（以下「嘱託員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 嘱託員は、次の各号に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 血液対策事業に係る統計、表彰及び広報に関すること。
- (2) 川崎市血液対策協議会に関すること。
- (3) その他医事・薬事課長が必要と認めたこと。

(定数)

第3条 嘱託員の定数は、1人とする。

(身分)

第4条 嘱託員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定されている非常勤職員とする。

(任用)

第5条 嘱託員は、健康福祉局保健所長が選考の上、総務企画局人事部長の合議を経て、市長が任命する。

2 嘱託員の任用の期間は、会計年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）内で期限を定めることとする。

3 嘱託員の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の任用条件を明示しなければならない。

第5条の2 前条第1項の選考に当たっては公募を行うこととする。

(任用の更新)

第6条 市長は、任用期間内の勤務成績が良好である嘱託員について、その任用期間を4回に限り更新することができる。この場合において、更新回数が上限に達した嘱託員について、第5条第1項の規定による選考を経た上で再度の任用をすることを妨げるものではない。

(退職)

第7条 嘱託員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職を願い出て承認があった日
- (3) 死亡したとき。

(解職)

第8条 市長は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他、その職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務日及び勤務時間等)

第9条 嘱託員の勤務日は、月曜日から金曜日までの週5日間とする。また、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び同月3日、12月29日から同月31日までを除いた日とする。

2 嘱託員の勤務時間は、原則として、午前9時15分から午後4時までとし、1週間あたりの勤務時間は28時間45分以内とする。

3 嘱託員の休憩時間は、正午から午後1時までとする。

(休日)

第10条 嘱託員の休日は、正規職員の例による。

(年次有給休暇)

第11条 嘱託員に対して、別表第1に掲げる区分に応じた年次有給休暇を半日又は1時間を単位として付与することができる。半日単位の年休は、1日の勤務時間の半分に相当する時間で区分し、2回をもって1日の年休とする。1時間単位の年休は、1日の勤務時間をもって1日の年休とする。ただし、会計年度の中で任用された嘱託員については、その会計年度内において任用した月に応じて別表第2に規定する日数を付与することができる。

2 第6条の規定に基づき、任用期間の更新又は再度の任用をされた場合において、前年度（直近1年度に限る。）に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

(特別休暇)

第12条 嘱託員に対して、川崎市非常勤嘱託員に関する要領に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

(育児休業)

第13条 嘱託員は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領に定めるところにより育児休業をすることができる。

(部分休業)

第14条 市長は、嘱託員が請求した場合において、川崎市非常勤嘱託員に関する要領に定めるところにより部分休業を承認することができる。

(報酬)

第15条 嘱託員には第1種報酬及び第2種報酬を支給する。

2 第1種報酬の額は、月額170,000円とする。

3 第2種報酬の額は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領第15条第3項及び第4項に定めるところによる。

4 前各項に規定する第1種報酬及び第2種報酬の支給方法は、総務企画局長が定めるもののほか、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬)

第16条 嘱託員が月の中途において任用された場合の当該月の第1種報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第18条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。

2 嘱託員が月の中途において退職した場合の当該月の第1種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に1日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第18条第1項に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を乗じて得た額を前条第2項の第1種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給する。

(報酬の減額)

第17条 嘱託員が勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない1時間につき、次条に定める勤務1時間当たりの第1種報酬額を減額して、第1種報酬を支給する。

(勤務1時間当たりの第1種報酬額)

第18条 第1種報酬が月額で定められている嘱託員の勤務1時間当たりの第1種報酬額は、別に定めるもののほか、第1種報酬月額に12を乗じて得た額をその者の1週間の勤務時間数に52を乗じて得た数で除して得た額とする。

2 前項の場合において第1種報酬額に50銭未満の端数を生じたときは、こ

れを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(費用弁償)

第19条 嘱託員がその職務のために出張するときは、川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）別表の4等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則（昭和37年川崎市規則第50号）の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(社会保険の適用)

第20条 嘱託員に対する社会保険の適用については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の定めるところによる。

(公務災害等の補償)

第21条 嘱託員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年川崎市条例第35号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによる。

2 嘱託員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

(健康診断)

第22条 嘱託員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

(定めのない事項)

第23条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）、その他関係法令の定めるところによる。

(委任)

第24条 この要綱の施行について必要な事項は、その都度健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 要綱第5条第2項の規定にかかわらず、川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)の適用を受ける職員で、平成4年度以降定年に達したことにより退職した者又は勸奨を受けて退職した者にあつては、会計年度とあるのは、原則として5月1日から翌年4月30日までの期間をいうものとする。

3 要綱第6条第2項の規定にかかわらず、川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)の適用を受ける職員で、平成4年度以降定年に達したことにより退職した者又は勸奨を受けて退職した者にあつては、当分の間任用期間を2回に限り更新することができる。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第12条第5号の規定は、同年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に使用された改正前の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇の取扱いについては、改正後の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇として使用したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第11条関係）

勤務年数ごとの休暇日数				
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
10日	11日	12日	14日	16日
18日	20日	20日	20日	20日

備考

第6条第2項の規定により再度任用する嘱託員が、年度を越えて継続して勤務する場合には、付与することができる年次有給休暇の日数は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第3項及び同法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第24条の3第3項次表の週所定労働日数又は1年間の所定労働日数の区分に応じ、第5条第1項の任用の始期から起算した勤続年数の区分ごとに定める日数とする。従前の任用から引き続いて再度の任用をされた嘱託員については、再度の任用以後の勤務年数に応じてこの表を適用するものとし、それぞれ下段の休暇日数を付与するものとする。

別表第2（第11条関係）

任用期間（任用期間において、1か月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの休暇日数						
1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	6か月を超える期間
1日	2日	2日	3日	4日	5日	10日

備考 更新した場合の年次有給休暇は、別表第1に規定する勤務年数ごとの休暇日数を付与することができる。